

○令和六年総務省告示第三百五十七号（端末設備等規則の規定
よること著しく不合理な固定電話端末等及びその条件を
定める件）

（令和六年十一月二十八日）

（総務省告示第三百五十七号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の九
及び第三十六条の規定に基づき、同令の規定よること著しく不合
理な固定電話端末又は自営電気通信設備であつて、固定電話用設備に
接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定め、令和七年一
月一日から施行する。

第一 固定電話用設備に接続される端末設備又は自営電気通信設備
（以下「固定電話端末等」と総称する。）であつて、発信する機能
を有しないものは、端末設備等規則第三十二条の六の規定を適用し
ない。

第二 固定電話端末等であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接
続する点においてアナログ信号を入出力する電話用設備（以下「ア
ナログ電話用設備」という。）に接続される点において二線式の接
続形式で接続されるもの（以下「アナログ電話端末等」と総称す
る。）は、次に掲げる条件よるものとする。

一 アナログ電話端末等の直流回路（電気通信回線設備に接続して
電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うた

めの回路をいう。以下同じ。）は、発信又は応答を行うとき閉
じ、通信が終了したとき開くものでなければならない。

二 アナログ電話端末等は、発信に関する次の機能を備えなければ
ならない。

イ 自動的に選択信号を送出する場合にあつては、直流回路を閉
じてから三秒以上経過後に選択信号の送を開始するものであ
ること。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当す
る可聴音を確認した後に選択信号を送出する場合にあつては、
この限りでない。

ロ 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する
場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場
合、選択信号送出終了後二分以内に直流回路を開くものである
こと。

ハ 自動再発信（応答のない相手に対し引き続いて繰り返し自動
的に行う発信をいう。以下同じ。）を行う場合（自動再発信の
回数が十五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最
初の発信から三分間に二回以内であること。この場合におい
て、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信と
みなす。

ニ ハの規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適
用しない。

三 アナログ電話端末等の選択信号は、次の条件に適合するものでなければならない。

イ ダイヤルパルスにあつては、別表第一号の条件

ロ 押しボタンダイヤル信号にあつては、別表第二号の条件

四 アナログ電話端末等であつて、通話の用に供するもの（発信する機能を有しないものを除く。）は、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

五 直流回路を閉じているときのアナログ電話端末等の直流回路の電氣的条件は、次のとおりでなければならない。

イ 直流回路の直流抵抗値は、二〇ミリアンペア以上二二〇ミリアンペア以下の電流で測定した値で五〇オーム以上三〇〇オーム以下であること。ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の交換設備からアナログ電話端末等までの線路の直流抵抗値の和が五〇オーム以上一、七〇〇オーム以下の場合にあつては、この限りでない。

ロ ダイヤルパルスによる選択信号送出時における直流回路の静電容量は、三マイクロファラド以下であること。

六 直流回路を開いているときのアナログ電話端末等の直流回路の電氣的条件は、次のとおりでなければならない。

イ 直流回路の直流抵抗値は、一メガオーム以上であること。

ロ 直流回路と大地の間の絶縁抵抗（複数の電気通信回線と接続

され、かつ、回線切替機能を有するアナログ電話端末等であつて衝突防止回路（発信の際に、既に呼出信号を受信している電気通信回路を捕捉することを防止する回路をいう。以下この項において同じ。）を有するものにおいては、衝突防止回路を取り外した状態における直流回路と大地の間の絶縁抵抗）は、直流二〇〇ボルト以上の一の電圧で測定した値で一メガオーム以上であること。

ハ 呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、三マイクロファラド以下であり、インピーダンスは、七五ボルト、一六ヘルツの交流に対して二キロオーム以上であること。

七 アナログ電話端末等は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。

八 アナログ電話端末等の送出電力の許容範囲は、通話の用に供する場合を除き、別表第三号のとおりとする。

九 複数の電気通信回線と接続されるアナログ電話端末等の回線相互間の漏話減衰量は、一、五〇〇ヘルツにおいて七〇デシベル以上でなければならない。

第三 固定電話端末等であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換する事業用電気通信設備に接続されるもの（以下「総

合デジタル通信端末等」と総称する。)は、次に掲げる条件によるものとする。

- 一 総合デジタル通信端末等は、次の機能を備えなければならない。ただし、通信相手固定端末及びパケット通信を行う端末はこの限りでない。
 - イ 発信又は応答を行う場合にあつては、呼設定用メッセージを送出するものであること。
 - ロ 通信を終了する場合にあつては、呼切断用メッセージを送出するものであること。
- 二 総合デジタル通信端末等は、発信に関する次の機能を備えなければならない。
 - イ 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合、呼設定用メッセージ送付終了後二分以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。
 - ロ 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が十五回以内の場合を除く。)にあつては、その回数は最初の発信から三分間に一回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。
 - ハ ロの規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

三 総合デジタル通信端末等であつて、通話の用に供するもの(発信する機能を有しないものを除く。)は、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

四 総合デジタル通信端末等は、次の電氣的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

- イ マトリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末等にあつては、別表第四号の条件
- ロ 光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末等にあつては、別表第五号の条件

五 総合デジタル通信端末等は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。

六 総合デジタル通信端末等がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、総合デジタル通信用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第六号のとおりとする。

別表第一号 ダイヤルパルスの条件

第1 ダイヤルパルス数

ダイヤル番号とダイヤルパルス数は同一であること。ただし、「0」は、10パルスとする。

第2 ダイヤルパルスの信号

ダイヤルパル	ダイヤルパル	ダイヤルパルス	ミニマムポ
--------	--------	---------	-------

スの種類	ス速度	メーク率	ージ
10パルス毎秒 方式	10±1.0パルス 毎秒以内	30%以上42%以 下	600ms以上
20パルス毎秒 方式	20±1.6パルス 毎秒以内	30%以上36%以 下	450ms以上

注1 ダイアルパルス速度とは、1秒間に断続するパルス数をい
う。

2 ダイアルパルスメーク率とは、ダイアルパルスの接（メー
ク）と断（ブレイク）の時間の割合をいい、次式で定義する
ものとする。

$$\text{ダイアルパルスメーク率} = \left[\frac{\text{接時間}}{\text{接時間} + \text{断時間}} \right] \times 100 (\%)$$

3 ミニマムポーズとは、隣接するパルス列間の休止時間の最小
値をいう。

別表第二号 押しボタンダイアル信号の条件

第1 ダイアル番号の周波数

ダイアル番号	周波数
1	697Hz及び1,209Hz
2	697Hz及び1,336Hz
3	697Hz及び1,477Hz
4	770Hz及び1,209Hz

5	770Hz及び1,336Hz
6	770Hz及び1,477Hz
7	852Hz及び1,209Hz
8	852Hz及び1,336Hz
9	852Hz及び1,477Hz
0	941Hz及び1,336Hz
*	941Hz及び1,209Hz
#	941Hz及び1,477Hz
A	697Hz及び1,633Hz
B	770Hz及び1,633Hz
C	852Hz及び1,633Hz
D	941Hz及び1,633Hz

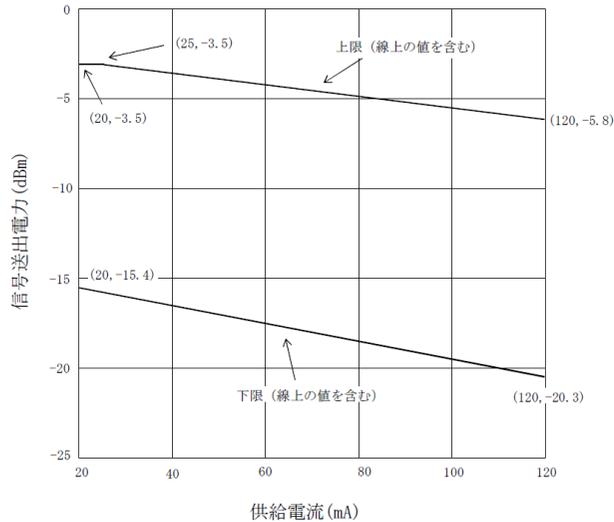
第2 その他の条件

項目	条件	
信号周波数偏差	信号周波数の±1.5%以内	
信号送出電力 の許容範囲	低群周波 数	図1に示す。
	高群周波 数	図2に示す。
	二周波電 力差	5 dB以内、かつ、低群周波数の電 力が高群周波数の電力を超えない

		こと。
信号送出時間		50ms以上
ミニマムポーズ		30ms以上
周期		120ms以上

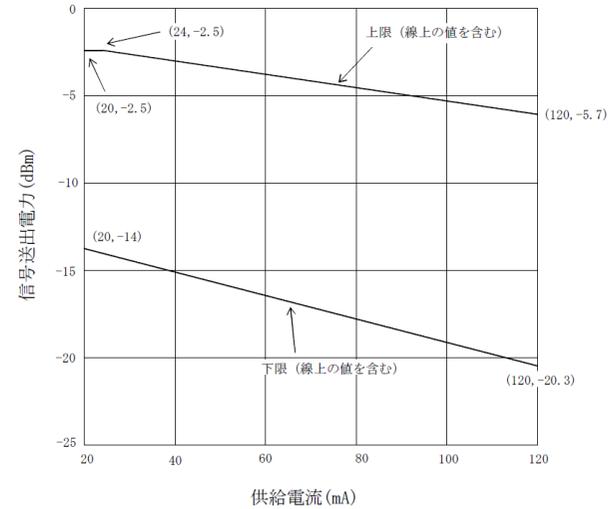
- 注 1 低群周波数とは、697Hz、770Hz、852Hz及び941Hzをい
高群周波数とは、1,209Hz、1,336Hz、1,477Hz及び1,633Hzをい
う。
- 2 ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をい
う。
- 3 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

図 1 信号送出電力許容範囲 (低群周波数)



- 注 1 供給電流が20mA未満の場合の信号送出電力は、 -15.4dBm 以上 -3.5dBm 以下であること。供給電流が120mAを超える場合の信号送出電力は、 -20.3dBm 以上 -5.8dBm 以下であること。
- 2 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

図 2 信号送出電力許容範囲 (高群周波数)



- 注 1 供給電流が20mA未満の場合の信号送出電力は、 -14dBm 以上 -2.5dBm 以下であること。供給電流が120mAを超える場合の信号送出電力は、 -20.3dBm 以上 -5.7dBm 以下であること。
- 2 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第三号 アナログ電話端末等の送出電力の許容範囲

項目	アナログ電話端末等の送出電力の許容範囲	
4kHzまでの送出電力	- 8 dBm (平均レベル) 以下で、かつ、0 dBm (最大レベル) を超えないこと。	
不要送出レベル	4 kHzから 8 kHzまで	-20dBm以下
	8 kHzから 12kHzまで	-40dBm以下
	12kHz以上 の各 4 kHz 帯域	-60dBm以下

- 注 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル (実効値) であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル (実効値) とする。
- 2 送出電力及び不要送出レベルは、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
- 3 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

別表第四号 メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末等

インタフェースの種類	電氣的条件
ITU-T勧告 G.961Appendix III (TCM方式)	110Ωの負荷抵抗に対して、7.2V (0-P) 以下 (孤立パルス中央 値 (時間軸方向))
ITU-T勧告 G.961Appendix II (EC方式)	135Ωの負荷抵抗に対して、2.625V (0-P) 以下

別表第五号 光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末等

インタフェースの種類	光学的条件
光伝送路インタフェース	- 7 dBm (平均レベル) 以下

別表第六号 総合デジタル通信端末等がアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

項目	総合デジタル通信端末等がアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	- 3 dBm (平均レベル) 以下

- 注 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル (実効値) とする。
- 2 送出電力は、相手の端末設備又は自営電気通信設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。